

## 資源循環型施設建設に関する説明会 概要

### 【圏域①】

#### 1 開催概要

開催日時	令和6年5月29日（水）19：00～20：48	
開催場所	サントミュージゼ 小ホール	
出席者	住 民	57名（圏域住民52名）
	行 政	土屋広域連合長、小相澤上田市副市長、他関係職員13名
	報道関係	3社

#### 2 主な質疑応答

No	項目	質問・意見等	回答
1	その他 (説明経過)	<p>秋和、上塩尻、下塩尻地区では何年にもわたり、説明会が開かれているとのことであるが、西部地区で説明会が行われてこなかったのはなぜか。</p> <p>秋和、塩尻地区ではなぜ個別の説明をされてきたのか。</p>	<p>秋和、上塩尻、下塩尻自治会及び諏訪部地域については同じ回数説明会を実施している。</p> <p>清浄園と上田終末処理場の立地により、従来から秋和、上塩尻、下塩尻、諏訪部自治会とは、公害防止連絡員会議で公害防止などの対応をしてきた経緯がある。</p> <p>また、平成24年6月に清浄園用地を候補地として以降、資源循環型施設建設対策連絡会の枠組により、長年にわたり協議を積み重ねてきた経過がある。</p> <p>これらを踏まえ、秋和、上塩尻、下塩尻自治会及び諏訪部地域では個別説明会を開催している。</p> <p>西部地区に関しても、自治連には、説明も行っており、今後も御要望があれば個別の説明の機会は設けてまいりたい。</p> <p>今般、環境に対する影響は非常に小さいという準備書の結果も示しており、枠組を変更することなく協議を続けてまいりたい。</p>

No	項目	質問・意見等	回答
2	その他 (諏訪部自治会対応)	<p>諏訪部自治会は理由もなく反対しているわけではなく、立地の条件、税金の使い方、コストの点、他の候補地もある中でなぜ清浄園跡地になったのか等が理由にあると聞いている。</p> <p>話しができないから飛ばして進めるのではなく、地元なので丁寧にやっていただきたい。</p>	<p>諏訪部地域の住民に対しては個別の通知を行い、清浄園で説明会を開催している。説明会の資料も全世帯に送付している。</p> <p>こうした取組を重ねて、環境影響評価が終了する見込みである令和6年度に、清浄園跡地を建設地として決定していく方針であり、御理解をお願いしたい。 (土屋広域連合長)</p>
3	その他 (最終処分場、焼却灰)	<p>現在燃やした灰を埋め立て処分していると思うが、新施設になっても灰の処理については変わらないのか。</p> <p>そうだとすれば、最終処分場に関して現在どのような考え方、進め方になっているのか。</p>	<p>上田クリーンセンターの焼却灰は、下室賀の最終処分場にて埋立処分をしていたが、現在は、埋立スペースが無く、搬入を停止している。</p> <p>最終処分場については、ごみ処理広域化計画において、広域連合で整備を行い、資源循環型施設を建設する市町村以外の場所に建設するという方針を示しており、現在、広域連合と構成市町村で協議検討を重ねている。</p>
4		<p>資源循環型施設から出る焼却灰については、今回の環境影響評価では触れていないのか。</p>	<p>廃棄物等という項目で焼却灰については検討しており、適切に運搬することで環境に影響はないという予測・評価をしている。</p>
5		<p>最終処分場の計画を進めなければ、資源循環型施設が稼働した段階で、最終処分場が確保できず、県外の処理施設に依頼するということになりかねないので、もっと真剣に広域連合構成市町村と詰めていただき、どこで最終処分場を作るかを決めてほしい。</p> <p>また、現在、どの程度話が進んでいるか。</p>	<p>最終処分場候補地選定の進捗は、資源循環型施設を建設する上田市以外の市町村において、法規制や立地環境等で、建設できない場所を除外するネガティブマッピング、それとは別に各市町村の情報を参考に検討を進めていく。</p> <p>こうした方針は、正副広域連合長会でも確認している。</p>

No	項目	質問・意見等	回答
6	その他	紙おむつなど日常生活のごみを焼却処理するために必要不可欠な施設であり、スムーズに建設に向けて進めて欲しい。(要望のみ)	
7	その他 (事業計画)	災害廃棄物とは具体的にどういったものを指しているのか説明してほしい。	台風や地震等で発生した廃棄物を指している。 災害廃棄物であれば何でも受け入れるということではなく、従来の基準で可燃ごみといわれるものについて受け入れる予定である。
8		公害防止基準に放射能汚染(セシウム)について明記されていない。また、近年問題になっている PFOA・PFOS※についても調査項目に入れてほしい。  ※有機フッ素化合物の一種。環境中で分解されにくく、長期的に環境に残留しやすい。国において水質の目標値等の設定や人の健康への影響に関する検討が開始された。	放射性物質については既存の3クリーンセンターから排出される焼却灰を検査しているが、近年の調査結果は横ばいであり、値も下がりきっている状況である。 環境影響評価の調査項目については、長野県の条例に基づく技術指針で決められており、PFOA・PFOS については資源循環型施設に関する環境影響評価の項目にはなじまないと考えている。
9		災害廃棄物を持ち込むとき選定基準を設けてほしい。 放射性廃棄物は受け入れないで欲しい。	上田地域で発生するごみ、私たち社会生活の中で排出されるごみの処理を資源循環型施設で行っていく。 近隣からの災害廃棄物を受け入れる可能性もあるが、原発由来の災害廃棄物を受け入れることは想定していない。

No	項目	質問・意見等	回答
10	資源循環型施設建設について	<p>資源循環型施設の建設候補地の検討については、圏域内の数箇所において、自分たちもごみを出す側でありながら、地域の独自の持論の展開によって反対し、頓挫した経過がある。</p> <p>この問題が秋和、塩尻地区、諏訪部に持ち込まれた時、ごみ問題は自分たちの問題でもあるという立場から話し合いを始めた。</p> <p>我々の生活を支える社会的な基本インフラの整備に関して、4半世紀以上結論が出ていない状況を問題視している。</p> <p>環境影響評価が完了すると、あの地区へごみ焼却施設を受け入れざるを得なくなると考えている。秋和地域には既にし尿処理施設と下水道施設があり、資源循環型施設を受け入れることとなると、100年近くいわゆる迷惑施設を受け入れ続けることとなるが、自分たちもごみを出す立場として話し合いを続けている。</p> <p>新しい都市計画の観点から、資源循環型施設が建設されることで良い変化の起点ともなりうる可能性があると考えているので、有意義な議論をしていただきたい。</p>	<p>地元の皆様にはごみ問題について、自分事として考えていただいております。既に長い間、施設を受け入れていただき、大変心苦しいが、話し合いを重ねて前進してきたと考えている。</p> <p>次のごみ処理施設をこの場所には建設しないとお約束して、今回は何とか、清浄園用地で建設を進めてまいりたい。</p> <p>資源循環型施設の環境影響評価は令和6年度終了見込みであるが、それ以降も、地元の皆様との話し合いを、継続してまいりたい。</p> <p>(土屋広域連合長)</p>

※説明会の中で文書によるご質問をいただき（文書による回答を要望）、時間の都合上、簡単な回答をさせていただきましたが、誤解が生じないように、説明会で回答した内容に補足した回答を示しています。（文書回答の概略版）

No	項目	質問・意見等	回答
11	その他 (法体系)	今回の環境影響評価は法体系的に不明確で一部に齟齬がある。	本事業については、廃棄物関係法令及び長野県環境影響評価条例に従って進めている。
12	その他 (炉数)	炉数の変更について、令和3年度策定の第4次ごみ処理広域化計画（3炉）と令和5年度策定の施設基本計画（2炉）には齟齬があり、令和4年の方法書説明会時において上塩尻地区以外に詳細な説明がされていない。 行政の住民説明及び計画策定に不備がある。	炉数は、「第4次ごみ処理広域化計画」に基づき「資源循環型施設 施設基本計画」策定時に総合的な検証を行い、2炉と決定している。 住民説明については、方法書説明会で御説明させていただいており、地元住民の皆様にご案内した開催結果にもお示ししている。
13	環境影響評価 (配慮書)について	環境影響評価において、位置・規模に関する複数案を設定しておらず、清浄園用地が建設予定地として全て問題がないことを前提として進められており、諸手続の形骸化を意味している。	長野県環境影響評価技術指針及びマニュアルに従い、配慮書の手続として、位置・規模ではなく工作物の構造・配置に関する複数案を設定し、適正に実施している。
14	環境影響評価 (景観)について	景観について、樹木の落葉している時期に評価すべきではないか。 北陸新幹線の車窓から100m程の近さから見えるため観光都市を目指している上田市の印象悪化は否めない。 北陸新幹線からの評価を是非入れてほしい。	景観の視点場については、太郎山山頂や千曲公園など景観資源となる場所及び古舟橋や秋和バス停など生活環境の視点となる場所から選定している。 生活環境の視点場である秋和バス停などは落葉している時期で評価している。 豊秋霧原埜神社については、景観資源であり、桜の咲いている時期での評価をしている。 北陸新幹線の車窓からの評価は、移動が伴う短時間でのことであるため、評価することは考えていない。

15	その他 (説明範囲)	<p>現在、秋和、上塩尻、下塩尻、諏訪部を地元として捉えているが、環境への影響を考慮すると、新町、生塚、常磐町、城北、西脇、泉平、天神の杜などの自治会への協議・説明が必要ではないか。</p>	<p>現在の対策連絡会との話し合いについては、過去から既存施設が立地してきた経過があるため、継続的な枠組みとして捉えている。</p> <p>今回の準備書の結果から、全ての地点で環境への影響は少ないことが明らかになっており、この枠組みを変更することは考えていない。</p> <p>なお、西部地区自治連及び構成自治会からの御要望があれば、説明会の機会を設ける。</p>
16	環境影響評価 (土壌汚染)について	<p>土壌汚染調査結果において地点5(塩尻小学校)が他の地点と比べて大きな数値となっている。一般的に異常値が出た場合、追加で調査・検証すべきである。</p> <p>また、上田クリーンセンターの異臭に悩まされてきた上塩尻地区については、その累積も考えられる。風向、現行の稼働状況などを包括的に検証すべきである。</p>	<p>地点5の調査結果は環境基準値を大きく下回っている数値であることから異常値として捉えておらず、上田クリーンセンターの影響もないと判断している。また、土壌中に含まれるダイオキシン類については、土地の使用履歴の影響が想定され、その原因や由来を特定するのは困難と考えている。</p> <p>異臭については、過去、上塩尻地区の方からお話を頂き、調査したが、上田クリーンセンターが原因ではないと判断したと確認している。</p>
17	環境影響評価 (実施方法)について	<p>隣接する上田終末処理場と併せて環境影響評価を行っていないのは重大な欠陥・欠落である。ほぼ同様の公害物質を発生させる相乗効果が恐ろしい。</p>	<p>現状の環境状況を調査しており、上田終末処理場が稼働している状況を踏まえての結果となっている。</p> <p>また、上田終末処理場と清浄園においては、地元の皆様と公害防止連絡員会議を組織し、稼働状況や環境への影響を双方で確認する体制により、公害監視の取組を継続している。</p>